海幕援第62号 28. 3.28 一部変更 海幕援第104号 令和6年8月30日

各 部 隊 の 長 各 機 関 の 長

海上幕僚長代理 海上幕僚副長

建設工事の受注実績を有する企業等への再就職に係る措置要領について (通達)

標記について、関連文書に基づき、別紙のとおり定める。

なお、再就職に係る自粛措置について(通達) (海幕援第4014号。18.6. 19及び海幕援第6822号。26.7.25) は廃止する。

関連文書:1 防人計(事)第15479号(27.10.1)

2 防人計第15482号(27.10.1)

3 防整施第15499号(27.10.1)

添付書類:別 紙 写送付先:部内全般

建設工事の受注実績を有する企業等への再就職に係る措置要領

1 用語の定義

この通達において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 幹部職員

1佐(二)及び行政職(一)8級以上の配置にある隊員をいう。

(2) 建設工事

防衛省が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事であって、当該工事の工事費が1件250万円以上である工事をいう。

(3) 受注実績企業

防衛省の発注する建設工事の受注実績を有する企業(当該年度を含む過去5 か年度以内に建設工事を受注した実績を有する建設業を営む営利企業及び同営 利企業の会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社で ある営利企業を指し、合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む。) をいう。

(4) 管理職隊員

1佐(三)及び行政職(一) 7級以上の配置にある隊員をいう。ただし、1 佐(三)及び行政職(一) 7級の配置は、俸給の特別調整額が2種以上に限る。

(5) 事案関連企業

平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業(同営利企業の

子会社及び合併や分社等より当該企業の後継となった企業を含む。)をいう。

2 受注実績企業との接触についての報告等

(1) 建設工事の発注業務に関与している幹部職員は、受注実績企業の関係者(役員、従業員、代理人、受注等に関し接触を求めてくる者又は必要な資料を入手するために接触する必要がある者をいい、隊員であった者を含む。)と接触した場合には、接触を受けてから1週間以内に、関連文書3の内部部局整備計画局長(以下「整計局長」という。)が定める様式による報告書及び要領により、海上幕僚監部防衛部施設課長(以下「海幕施設課長」という。)に提出するものとする。この場合において、海幕施設課長は、当該報告書の写しを内部部局人事教育局長(以下「人教局長」という。)及び整計局長に通知(人事教育局人事計画補任課長及び整備計画局建設制度官気付)に通知する。

この号における幹部職員は、建設工事に係る予定価格の作成、契約相手方等 の選定及び締結に関与する職員であり、海上自衛隊においては各総監部経理部 長が該当する。

(2) 海幕人教部長は、幹部職員が離職する際に、当該幹部職員に対し、離職後2年以内に受注実績企業に再就職し、かつ、離職前5年間に所属していた機関に属する職員及び離職した日の5年前の日より前に幹部職員に就いていたときに所属していた機関に属する職員に対して接触を行った場合には、関連文書3の整計局長が定める様式による報告書及び要領により、退職後2年が経過するまでの間、海幕施設課長に提出することを要請するものとする。

海幕施設課長は、提出された当該報告書の写しを人教局長及び整計局長に通知 知(人事教育局人事計画補任課長及び整備計画局建設制度官気付)する。

3 誓約書の提出の要請

海幕人教部長は、幹部職員が離職する際に、当該幹部職員に対し、離職後2年 以内に事案関連企業に再就職しようとする場合には、関連文書2の人教局長が定 める様式による誓約書を提出することを要請するものとする。

- 4 受注実績企業等に再就職する場合のコンプライアンスの確認等
- (1) 海幕人教部長は、管理職隊員が離職する際に、当該管理職隊員に対し、受注実績企業に再就職をする場合には、関連文書3の整計局長が定める要領により、受注実績企業におけるコンプライアンス(法令遵守体制をいう。以下同じ。)に問題がないことを確認することを要請するものとする。
- (2) 海幕人教部長は、管理職隊員が離職する際に、当該管理職隊員に対し、事案関連企業に再就職しようとする場合には、関連文書3の整計局長が定める要領により、当該事案関連企業におけるコンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを確認することを要請するものとする。
- 5 この通達の実施に関する細部事項は、必要に応じ海幕人教部長及び防衛部長が別に定める。